

01

02

系統 金融検査

マニュアルが
よくわかるコース

TEXT

経済法令研究会

第1章 系統金融検査の基礎知識

第1節 検査に当たっての予備知識

- ① 農林水産省大臣官房検査・監察部の検査スタンス 2／② JAの信用事業に対する検査・監督 4／③ 系統金融検査の基本的な考え方と実施方法 6／④ 系統金融検査マニュアル 10

第2節 系統金融検査に当たっての心がまえ

- ① 検査の流れ 16／② 検査の実施において配慮すべき基本的指針と受検の際の心がまえ 19

第2章 「系統金融検査マニュアル」の読み方と対応

「農協検査（3者要請検査）結果事例集」を踏まえての実務対応

第1節 経営管理（ガバナンス）態勢

- ① 確認検査用チェックリストの構成 26／② 経営管理態勢チェックリストの【検証ポイント】 27

第2節 金融円滑化編

- ① 金融円滑化編について 59／② 金融円滑化編チェックリストの【検証ポイント】 60／③ 「経営陣による態勢の整備・確立状況」に係る【検証ポイント】 62／④ 「経営陣による態勢の整備・確立状況」の『チェック項目』 78／⑤ 「管理責任者による態勢の整備・確立状況」に係る【検証ポイント】と『チェック項目』 79／⑥ 「個別の問題点」に係る【検証ポイント】と『チェック項目』 83／⑦ 情報開示（ディスクロージャー） 85

第3節 法令等遵守態勢

- ① 法令等遵守態勢とは 87／② 法令等遵守態勢の整備・確立 87／③ 「Ⅰ．経営陣による法令等遵守態勢の整備・確立状況」について 88／④ 「Ⅱ．管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況」について 93／⑤ 「Ⅲ．個別の問題点」について 97

第4節 利用者保護等管理態勢

- ① 利用者保護等管理態勢とは 115／② 「Ⅰ．経営陣による利用者保護等管理態勢の整備・確立状況」について 116／③ 利用者説明管理態勢 118／

マニュアルがよくわかるコース

- ④ 利用者サポート等管理態勢 119／⑤ 利用者情報管理態勢 120／
- ⑥ 外部委託管理態勢 121／⑦ 利益相反管理態勢 123

第5節

信用リスク管理態勢

- ① JAの信用リスク管理 125／② 「経営陣による態勢の整備・確立状況」に係る【検証ポイント】と『チェック項目』 128／③ 「管理者による態勢の整備・確立状況」に係る【検証ポイント】と『チェック項目』 139／④ 「個別の問題点」に係る【検証ポイント】と『チェック項目』 158

第6節

資産査定管理態勢

- ① JAらしい自己査定 170／② 「経営陣による態勢の整備・確立状況」に係る【検証ポイント】と『チェック項目』 175／③ 「管理者による態勢の整備・確立状況」に係る【検証ポイント】と『チェック項目』 184／④ 「自己査定結果の正確性および償却・引当結果の適切性」に係る【検証ポイント】と『チェック項目』 197

第7節

オペレーショナル・リスク管理態勢

- ① 系統金融検査マニュアルが求めるオペレーショナル・リスクとは 213／
- ② オペレーショナル・リスク管理態勢の構成 214／③ オペレーショナル・リスクの総合的な管理とは 215／④ 経営陣に求められる役割と責任 216／
- ⑤ 管理者に求められる役割と責任 217／⑥ オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門に求められる役割と責任 218／⑦ 事務リスク管理態勢における個別の問題点 218

第3章

自己査定能力の強化

第1節

自己査定の基礎知識

- ① 自己査定 226／② 債務者区分の考え方 231／③ 担保・保証による調整、分類対象外債権および未収利息 239／④ 債権の分類基準 247／⑤ 金融再生法（債権区分）と債務者区分 248／⑥ 償却・引当 249

第2節

系統金融検査マニュアル別冊「農林漁業者・中小企業融資編」と自己査定

- ① 系統金融検査マニュアル別冊の作成と目的 254／② 別冊からみる農業者等への対応と特性 255／③ 別冊の検証ポイントにおける債務者区分の考え方 260／④ 別冊と会計監査人監査 287

「系統金融検査 マニュアル」の 読み方と対応

「農協検査（3者要請検査）結果事例集」
を踏まえての実務対応

- [第1節] 経営管理（ガバナンス）態勢
- [第2節] 金融円滑化編
- [第3節] 法令等遵守態勢
- [第4節] 利用者保護等管理態勢
- [第5節] 信用リスク管理態勢
- [第6節] 資産査定管理態勢
- [第7節] オペレーショナル・リスク管理態勢

経営管理 (ガバナンス) 態勢

1 確認検査用チェックリストの構成

経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－は、系統金融検査マニュアル本文冒頭に、検査官のチェックリストとして、「経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリスト」（以下、本章では「経営管理態勢チェックリスト」といいます）が掲載されています。

まず、経営管理態勢チェックリストの構成は、以下のとおりです。

【検証ポイント】

- I. 代表理事、理事および理事会による経営管理（ガバナンス）態勢の整備・確立状況
- II. 内部監査態勢の整備・確立状況
- III. 監事・監事会による監査態勢の整備・確立状況
- IV. 外部監査態勢の整備・確立

続いて、金融円滑化編チェックリストおよびリスク管理態勢の確認検査用チェックリストのリスクカテゴリーは、以下のとおりです。

- I. 経営陣によるリスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- II. 管理（責任）者によるリスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- III. 個別の問題点

【検証ポイント】

（注）【検証ポイント】とは、検査官が検証するリスク管理態勢が的確に行われているかどうかという確認事項をいいます。

①「受取書」の発行

職員が組合員や利用者の自宅を訪問し、定期積金の掛金以外の現金・通帳等を預かる場合には、「受取書」を交付するものとします。

また、「受取書」は、後日、職員が組合員や利用者へ通帳等を返却するときには回収することになりますから、組合員や利用者に対しては「受取書」を大切に保管しておくよう依頼しておくことになります。

なお、職員はいかなる場合でも、組合員や利用者から印鑑（印章）を預からないようにします。

②「定期積金掛込専用受取書」の発行

職員が組合員や利用者の自宅を訪問し、定期積金の掛金を預かる場合には、「定期積金掛込専用受取書」を交付します。

ただし、定期積金契約時（１回目の掛金集金時）に限り、「受取書」を交付することになります。

③代筆の禁止

職員が代筆を行うことは、原則として禁止します。

(3)【検証ポイント】の③

【検証ポイント】

③ 検査官は、①代表理事、理事および理事会により経営管理（ガバナンス）態勢、②内部監査態勢、③監事による監査態勢、④外部監査態勢の基本的要素がその機能を実効的に発揮しているかという観点から、当該系統金融機関の経営管理（ガバナンス）が全体として有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかについて、各チェック項目を活用して具体的に確認する。

① 内部監査態勢の整備・確立状況

経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストの「Ⅱ．内部監査態勢の整備・確立状況」において、１．理事会および理事会等による内部監査態勢の整備・確立、２．内部監査部門の役割・責任および３．評価・改善活動が掲げられており、代表理事、理事および理事会の経営管理態勢と同様に重要視されているのが内部監査態勢です。

ではなぜ、内部監査は経営管理（ガバナンス）において重要視されているのでしょうか？ それは、金融庁が2019（令和元）年6月28日に発出した「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」によって重要性が再認識されたからです。この資料には、金融庁が各金融機関との対話を通じて内部監査の全般的な水準について評価を行ったとの記述があり、金融庁としてははじめて、各金融機関の内部監査の水準を段階別に評価できるよう、次のとおり定義づけられました。

① 第1段階（Ver.1.0）：事務不備監査

- 内部監査部門に対する経営陣からの信頼度・期待度、経営陣による監査の理解度が低く、規程の準拠性等の表層的な事後チェックといった限定的な役割に留まっている段階。内部監査部門には、事務不備や規程違反等の発見を通じた営業店への牽制機能を発揮する役割が求められている。
- 監査手法は、リスクベースではなく、監査部員の経験・勘に依存しており、営業店の現物検査等を通じた指摘型監査が中心である。
- 人材について、内部監査部門として中長期的な方針はなく、通常の人事ローテーションによる人員配置がなされる。また、内部監査の品質評価は、未実施または実施についても形式的である等、PDCAサイクルが確立されていない。

② 第2段階（Ver.2.0）：リスクベース監査

- 内部監査部門に対する経営陣からの信頼度・期待度、経営陣による監査の理解度が徐々に高まり、第1段階の役割に加え、リスクアセスメントに基づき、高リスク領域の業務プロセスに対する問題を提起する役割が求められている。
- 具体的には、内部環境や外部環境の状況を踏まえたリスクアセスメントを行い、高リスク領域の業務プロセスにかかる整備状況や運用状況の検証、営業店のみならず本部に対する監査や部署をまたいだテーマ監査の実施等が行われるようになる。
- 中長期的な視点で監査人材のポートフォリオ管理を行い、ビジネスに対する専門性を意識した人員配置が行われるようになる。また、営業店等における管理能力向上の観点で、執行部門から短期トレーニーとして受け入れる等、部分的に内部監査部門を活用する動きがみられる。さらに、内部監査にかかる国際基準（IIA基準）に基づく品質評価を実施する取組みがみられはじめる。

③ 第3段階 (Ver.3.0)：経営監査

- 内部監査部門に対する経営陣からの信頼度・期待度、経営陣による監査の理解度が更に高まり、内部監査部門を経営陣への有益な示唆をもたらす有用な部門と捉えている。第2段階の役割に加え、組織体のガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスの有効性・妥当性を評価し、各々の改善に向けた有益な示唆を積極的に提供する役割が求められている。内部監査部門は、経営目線を持つとともに、よりフォワードルッキングな観点から経営に資する保証を提供している。
- 具体的には、実質的に良質な金融サービスが提供されているかといった点に重点を置いた監査、経営環境の変化や収益・リスク・自己資本のバランスに着目した監査、経営戦略の遂行状況に対する監査も行われるようになる。これに伴い、よりフォワードルッキングなリスクの識別が必要となる。また、ビジネスモデルやガバナンス等にかかる問題の根本原因の追及が行われるようになる。さらに、グループ・グローバルで業務を展開する金融機関においては、国内外の内部監査拠点との連携・報告連絡体制の見直しや監査手法の標準化等、グループ・グローバルベースでの内部監査態勢の構築がなされるようになる。
- 経営監査のため、組織全体のビジネスや経営戦略を理解した人材が戦略的に配置されるようになる。また、内部監査部門の地位向上や組織におけるキャリア形成の観点から、若手職員、部門長候補または経営者候補を内部監査部門に配属して経験を積ませたうえ、執行部門に管理職として戻す等のキャリアパスの運用といった動きがみられる。さらに、IIA基準以外に、国際的にビジネス展開する地域等において関連する規制やガイドライン等を踏まえた品質評価を実施する等の取組みがみられはじめる。
- 経営監査のため、内部監査部門の独立性が強く意識され、取締役会への直接的な職務上の指示・報告経路および内部監査部門の日々の業務を円滑に進めるための最高経営責任者（CEO）への部門運営上の指示・報告経路を確保する等の取組みがみられる。
- 経営陣が3つの防衛線の重要性を認識し、内部監査部門（第3線）が事業部門（第1線）および管理部門（第2線）から独立した立場で保証を提供している。

<出所：金融庁『金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題』2-(1)より抜粋>

金融庁はこの資料のなかで「内部監査の評価については、各金融機関の内部監査部門等との対話を通じて、内部監査の全般的な水準について評価を実施し、内部監査の底上げや高度化に向けた課題を特定する」としています。特に内部監査が事後チェック型監査からフォワードルッキング型監査への転換（過去から未来へ）、準拠性監査から経営監査への転換（形式から実質へ）および部分監査から全体監査への転換（部分から全体へ）が図られること、かつ、それらを支える内部監査態勢の整備、三様監査（内部監査、監査役等監査、外部監査）の連携が図られているか等を評価の目線としています。

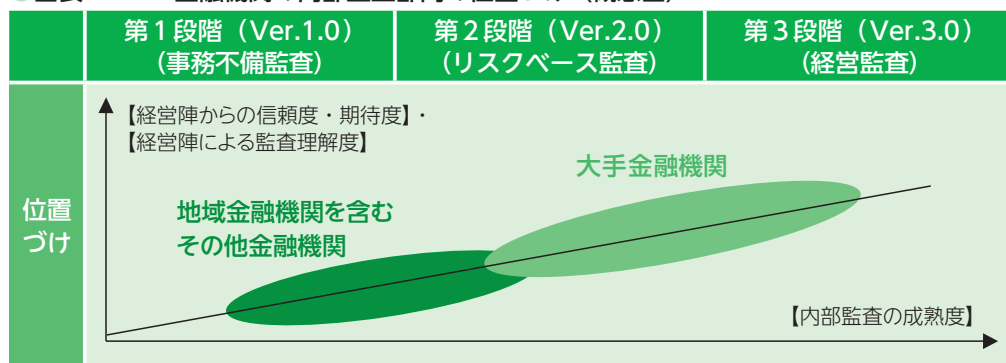
●図表2-1-1 内部監査の水準（概念図）

	第1段階（Ver.1.0） （事務不備監査）	第2段階（Ver.2.0） （リスクベース監査）	第3段階（Ver.3.0） （経営監査）
役割負担	事務不備、規程違反等の発見を通じた営業店への牽制機能の発揮	リスクアセスメントに基づき、高リスク領域の業務プロセスに対する問題を確認	内外の環境変化等に対応した経営に資する保証を提供
	過去／形式／部分		未来／実質／全体

<出所：金融庁『金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題』>

各金融機関の内部監査の水準に係る2018事務年度（2018（平成30）年7月～2019（令和元）年6月）のモニタリング結果では、それぞれ図表2-1-2のとおりに位置づけられています。

●図表2-1-2 金融機関の内部監査部門の位置づけ（概念図）



<出所：金融庁『金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題』>